



栃木県犯罪被害者等支援基本計画

平成22年

栃 木 県

犯罪被害者等を社会全体で支えるとちぎの実現に向けて



犯罪などのない、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いです。

しかしながら、依然として、多くの方々が思いもよらず刑法犯や交通事故などの被害者やその御家族となり、生命、身体などの直接的な被害や、心に深い傷を負い、また、周囲の人の言動による二次被害などの様々な困難に苦しんでいます。私たちの誰もが、そうした立場に身を置く可能性があります。

このようなことから、私たち一人ひとりが犯罪被害者等の方々が置かれている現状を正しく理解す

るとともに、個人はもとより、関係機関や団体等が一体となって犯罪被害者等の方々の様々なニーズに的確に対応し、社会全体で支えていくことが重要です。

我が国では、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には「犯罪被害者等基本計画」が策定されるなど、全国的な取組として、犯罪被害者等の方々への支援が始まりました。

県においても、法施行と同時期に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、関係部局と連携して犯罪被害者等の方々の支援に関する様々な施策に取り組んで参りましたが、さらに、この度、犯罪被害者等の方々の視点に立った途切れることのない支援を行っていくため、「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

この計画は、犯罪被害者等の方々への支援についての県の基本的な考え方を明らかにし、具体的な支援施策を体系的にとりまとめることにより、関係機関・団体等と緊密に連携を図り、必要な支援を適切に提供していくとともに、広く県民の皆様に犯罪被害者等の方々が置かれている現状について正しく理解していただくことを目的としています。

この計画に基づき、犯罪被害者等の方々が一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の方々を社会全体で支えるとちぎの実現を目指して参りますので、県民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たりまして、多くの方々から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1章 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要について

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 計画における支援の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 6 計画の期間及び検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

- 1 栃木県における犯罪等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 犯罪被害者等が置かれている現状と課題・・・・・・・・・・・・ P 4

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後重点的に取り組んでいく事項

- 1 犯罪被害者等のニーズに応じた対応・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 犯罪被害者等支援の相談窓口の強化・・・・・・・・・・・・ P 9
- 3 関係機関・関係窓口の連携強化・・・・・・・・・・・・ P 10
- 4 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成・・・・・・・・ P 10

第4章 個別具体的施策の取組状況及び取組を進めていく事項

- 1 損害回復・経済的支援等への取組
 - (1) 損害賠償の請求についての支援等・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (2) 給付金の支給に係る制度の運用等・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (3) 居住の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (4) 雇用の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等・・・・・・・・ P 17
 - (2) 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
 - (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等・・・・・・・・ P 26
- 3 刑事手続への関与拡充への取組
 - (1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等・・・・ P 27
- 4 支援等のための体制整備への取組
 - (1) 相談及び情報の提供等の総合的支援・・・・・・・・・・・・ P 29
 - (2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等・・・・ P 35
 - (3) 民間の団体に対する援助・・・・・・・・・・・・・・・・ P 36

- 支援に関する連携のイメージ図 P 38
- 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
 - (1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保 P 39

第5章 資料編

- 1 犯罪被害者等基本法 P 45
- 2 被害者の声～社団法人被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」
 - (1) 「亡き夫への手紙」 小佐々 冽子 氏 P 52
 - (2) 「夢の花」 和氣 圭司・みち子 氏 P 54
- 3 犯罪被害者等支援の相談窓口一覧 P 56

第1章 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要について

1 策定の趣旨

犯罪被害者等（犯罪等^{*1}により害を被った者及びその家族又は遺族）に対する支援については、平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）及び同年12月に閣議決定した国の「犯罪被害者等基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき各種施策を推進してきました。

「基本法」では、地方公共団体の責務として、基本理念（第3条）にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされています（第5条）。

また、県民の誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、関係機関が一体となり、犯罪被害者等が必要としている多様なニーズに的確に対応するとともに、県民の皆さん一人ひとりが犯罪被害者等のおかれている現状を理解することにより、県民の誰もが安心して暮らすことのできる社会を構築していく必要があります。

そこで県では、基本計画を踏まえ、本県の実状に応じた施策を盛り込み、途切れない支援を実現するため「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、犯罪被害者等の支援を体系的、継続的に推進していきます。

2 計画の性格

計画は、基本法第5条の規定に基づき策定したものであり、犯罪被害者等が必要としている支援に関する取組について、基本的な考え方を明らかにするとともに、国が基本計画で示した施策を参考に、本県において実施中の施策、今後行う施策等を体系的にまとめたものです。

計画により、犯罪被害者等支援に携わっている関係機関・団体等との連携強化を図り、途切れのない支援をしていくとともに、広く県民の皆さんに犯罪被害者等が置かれている現状等について理解していただくことを目指します。

3 計画の目標

基本法では、犯罪被害者等支援の基本理念を

.....
^{*1} 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

- ① すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- ③ 犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

としています（第3条）。

計画では、突然理不尽な事件、事故に遭遇した犯罪被害者等が、途切れのない支援を受けることにより、日常生活の早期回復を図ることのできる体制を構築するとともに、関係機関、県民の皆さんが一体となり、犯罪被害者等を社会全体で支えていく栃木県の実現を目指します。

4 計画における支援の対象

犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、原則として県民を対象としますが、県内で犯罪等の被害に遭われた場合には県民以外の方に対しても、支援可能なものについては対応します。

5 計画の推進

(1) 庁内の推進体制

知事部局、教育委員会事務局、警察本部の関係部局を中心に、庁内の部局が相互に連携を図りながら施策を推進します。

(2) 関係機関・団体との連携・協力

関係機関・団体との連携・協力関係を構築しながら、途切れのない犯罪被害者等の支援に関する施策等を推進します。

6 計画の期間及び検証

計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6ヵ年*¹とします。

また、計画期間における施策の進捗状況について、年度ごとに検証を実施し、公表します。

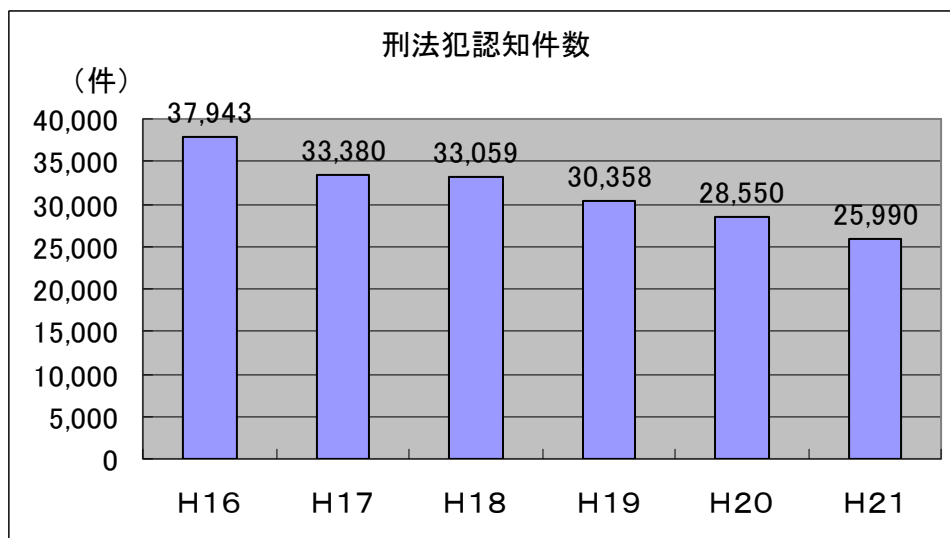
.....
*¹ 平成26年度の見直しにより、計画期間を平成26年度までの5ヵ年から、平成27年度までの6ヵ年に延長しました。

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

1 栃木県における犯罪等の発生状況

(1) 栃木県における刑法犯*¹発生状況

県内における刑法犯発生状況は、次の図のとおり平成21年に25,990件となり、減少傾向にあります。人口10万人当たりの刑法犯認知件数*²については1,288件であり、全国ワースト14位と厳しい状況にあります。



(2) 栃木県における交通事故発生状況

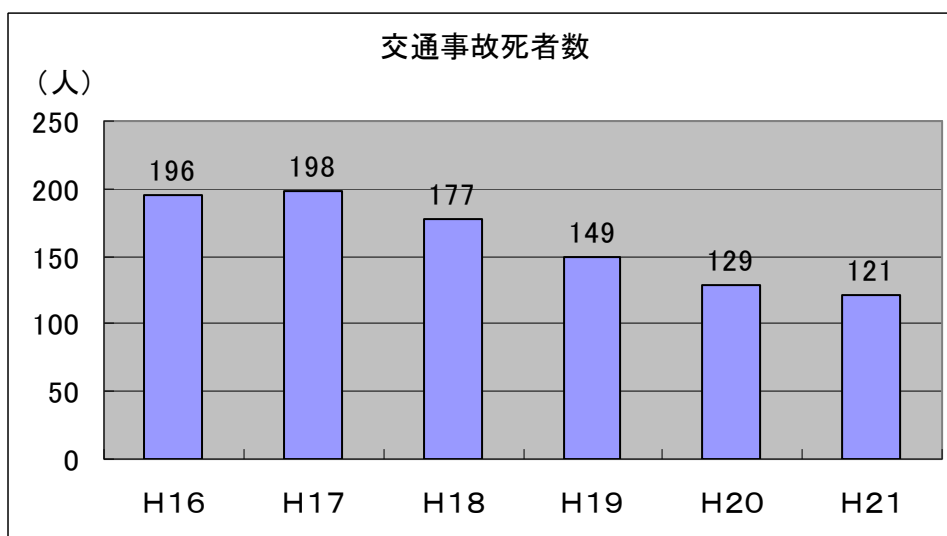
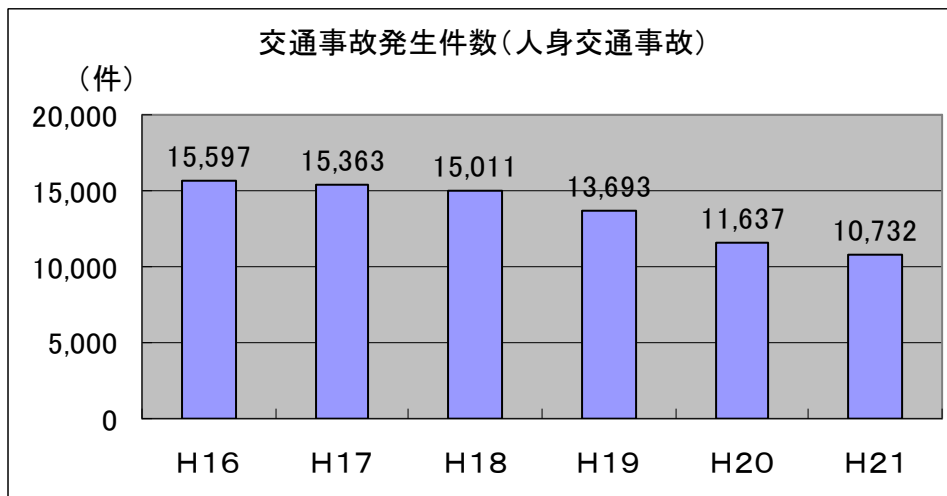
県内における交通事故発生状況は、次の図のとおり、平成21年には交通事故（人身交通事故*³）発生件数が10,732件で死者数は121名となり、減少傾向を示しています。

しかし、平成21年の県内における交通事故死者数については、人口10万人当たり6.02人であり、全国ワースト8位と厳しい状況にあります。

*¹ 刑法犯とは殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいい、交通事故（自動車運転過失致死傷・危険運転致死傷等）は含みません。

*² 認知件数とは、警察が事件として取り扱った件数をいいます。

*³ 人身交通事故とは、道路における車両等の交通に起因する人の死亡又は人の負傷をともなう事故をいいます。



2 犯罪被害者等が置かれている現状と課題

(1) 被害直後の状況

犯罪被害者等は、突然理不尽な事件・事故に遭遇し、生命を奪われ大切な家族を失ったり、身体に傷害を負ったりするなど、一日にして平穏な日常生活を奪われるという、生命、身体、経済上の直接的な被害を受けています。

さらに、直接的被害のみならず、突然の被害により心にも深いダメージを受けてしまうことから、精神的なケアに関する支援も重要となります。

犯罪被害者等は被害直後のパニック状態の中、何をしてよいのかも判らない状態に陥っており、多岐にわたる行政をはじめとした関係機関の窓口を知ることができず、必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合もあります。このため、関係機関が連携を強化し、犯罪被害者等

のニーズに応じた途切れのない支援が求められています。

(2) 中長期的状況

被害直後のショックが落ち着いた後も、犯罪等の被害の影響から様々な症状が出てくることが指摘されており、精神的・身体的不調を訴える方もたくさんいます。

このため、被害直後だけではなく、中長期的な支援も視野に入れることも重要です。

(3) 子どもが犯罪被害者等の場合

子どもが犯罪被害者等になった場合には、表現が曖昧で正しい情報を伝えることができないことや、自分の気持ちを上手に表現できずに誤解を受けてしまうことも考えられ、子どもへの対応には特に注意が必要です。

子どもの言動や行動の変化については見逃すことなく適切に対応し、精神的ストレス等により生活に影響を及ぼしている場合には、適切な医療機関等に相談することも重要であり、子どもに対する支援体制の充実も求められています。

(4) 生活上の問題

ア 仕事上の困難

精神的、身体的ショックから、仕事が手につかなかつたり、さ細なミスを繰り返してしまい、職場の同僚から誤解を受け、職場関係が悪化する場合があります。

また、けがや病気による通院、捜査や裁判手続きのため職場を休む状況も発生します。

犯罪被害者等にとってはやむを得ない事情にもかかわらず、職場で理解を得られず、退職せざるを得ない場合もあり、仕事上の困難に対する支援が求められています。

イ 不本意な転居など住居の問題

自宅が犯罪等被害の現場となった場合には、自宅内が荒れて住めない、自宅にいること自体が精神的苦痛になるなどの理由により、転居せざるを得ない状況になることがあります。

また、DV被害などによる不本意な転居も想定されます。

このため、犯罪被害者等の住居に関する支援が求められています。

(5) 経済的な困窮

直接的被害のほか、働き手を失ったり、精神的ショックのため仕事に行けないなど、経済的に困窮する場合があります。

被害直後は、警察や病院への交通費、治療のための医療費、亡くなった場合は葬祭費用など突発的な支出が発生します。

犯罪等により傷害を負い、将来にわたって入院、介護等が必要な場合には経済的負担が継続することになります。

さらに、裁判にかかる費用など、新たな出費が発生することもあります。

民事裁判で勝訴しても加害者に支払能力がない場合には、賠償を受けることができないおそれもあり、犯罪被害者等に対する経済的支援に関する取組が求められています。

(6) 家族関係の変化

犯罪等の被害に遭い、家族一人ひとりが精神的に行き詰まってしまい、家庭内でいさかいが生じたりして、家族関係に亀裂が入る場合があります。

また、離婚等によりさらに家庭環境が変化することもあり、犯罪等被害者の家族に対する精神的ケアが求められています。

(7) 周囲の人の言動による傷つき

犯罪被害者等は友人、知人からの興味本位の質問をはじめ、安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

犯罪被害者等が周囲の人から支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、さらに困難な状況に追い込まれることのないよう、広く県民一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深めることが求められています。

(8) 加害者による更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など再び危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれており、再被害防止に向けた取組が求められています。

また、「加害者から謝罪が全くない」「加害者が事実と異なることを主張する」など、加害者やその関係者の不誠実な言動に苦しめられることもあり、精神的ケアが求められています。

(9) 捜査、裁判に伴う様々な問題

捜査や裁判において、事件について何度も説明を求められることになり、そのたびに辛い事件のことを思い出し、精神的負担を強いられます。

また、捜査の過程では、当事者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、捜査や裁判の傍聴・証言・陳述のために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置くとか、加害者の弁護士から「被害者に問題がある」といった主張がされるなど、精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求の民事裁判においては、訴訟費用、多くの労力や時間を要します。弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向かい合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担がかかるだけでなく、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られない等の多くの困難に直面することもあります。

捜査、裁判に伴う様々な問題に対する支援が求められています。

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後重点的に取り組んでいく事項

第2章で述べてきた犯罪被害者等が置かれている現状と課題を踏まえ、県としては、次の事項について、今後重点的に取組を進めていきます。

1 犯罪被害者等のニーズに応じた対応

(1) 経済的支援に関する情報の提供及び国への働きかけ

犯罪被害者等は、事件発生直後における突発的な支出や働き手を失うことに対して、生活資金等の支援を求めています。

既存の給付金、各種貸付制度や医療費助成事業については、窓口が多岐にわたっていることから、犯罪被害者等が積極的に利用できるよう、相談窓口において制度の周知を図るとともに、県民に対して各種支援制度の広報・啓発に努めていきます。

また、事件事故発生直後に必要な資金については、貸付制度等の実現に向け国に働きかけていきます。

(2) 被害直後及び中長期的な居住場所の確保

犯罪被害者等の自宅が被害現場の場合、室内が居住に耐えない状態になったり、自宅にいたことが精神的な苦痛を招くことになったり、犯人が捕まっていない場合は、再被害の危険性にさらされることもあります。

県警においては、ホテルや旅館等を被害直後の一時的避難場所として提供する制度を導入しており、制度の一層の拡充に努めます。

また、県では、中長期的な居場所として、犯罪被害者等が県営住宅に入居を希望する際の抽選における優先入居の措置を実施していますが、抽選によらない県営住宅入居の措置についても配慮していきます。

(3) 精神的・身体的被害回復のための支援及び体制の整備

犯罪被害者等は、事件発生直後から精神的被害を受けており、早期回復のための効果的なケアが必要となります。被害発生直後のみならず中長期的にもケアが必要なケースもあります。

民間支援団体において、犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実強化を図っていますが、県においても、精神科医、臨床心理士等による犯罪被害者等に配慮したカウンセリングの実施を検討していきます。

また、身体に被害を受けた犯罪被害者等は、長期にわたる治療のほか重篤な後遺症により看護が必要になる場合があります。

医療サービス、障害者の福祉に関するサービスなどに取り組んでいますが、今後も支援強化を図っていきます。

(4) 女性・子どもが犯罪被害者になった場合の取組

女性が性犯罪の被害者になった場合、精神的苦痛を和らげるための適切な対応が求められます。また、一時保護等による支援が必要な場合があります。

さらに、子どもが児童虐待*¹にあった場合についても、一時避難場所の確保が求められるほか、精神的ストレス等により生活に影響を及ぼしている場合の支援も求められています。

県では、女性・子どもが犯罪被害者になった場合、精神的ケアや一時保護等の支援に取り組んでいますが、今後も支援強化を図っていきます。

(5) 捜査過程における犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、突然の犯罪被害によるショックを受けた状態で各種刑事手続に関わっていくこととなります。

犯罪被害者等に対する負担を軽減していくため、捜査過程における精神的支援、経済的支援、各種刑事手続に関する情報提供等に努めます。

2 犯罪被害者等支援の相談窓口の強化

突然犯罪被害者等となった方々は、精神的に不安定な状態となり、どこに相談したらよいかわからない状況へ追い込まれます。

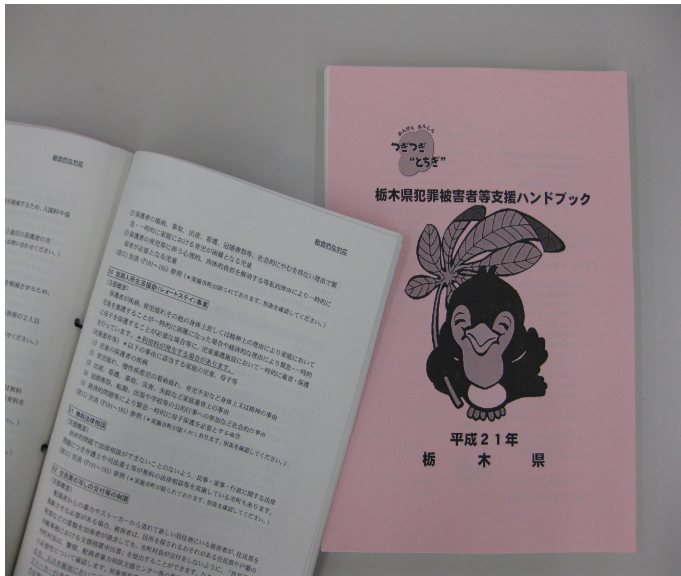
相談に当たる職員は、犯罪被害者等が置かれている状況を真摯に受け止め、そのニーズに応じた的確な対応をする必要があります。

県では、相談窓口強化のため、関係機関の窓口職員に対する研修会等において、犯罪被害者等の生の声を聞くことにより、職員の意識の向上を図るとともに、「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック*²」等によりスキルアップを図っていきます。

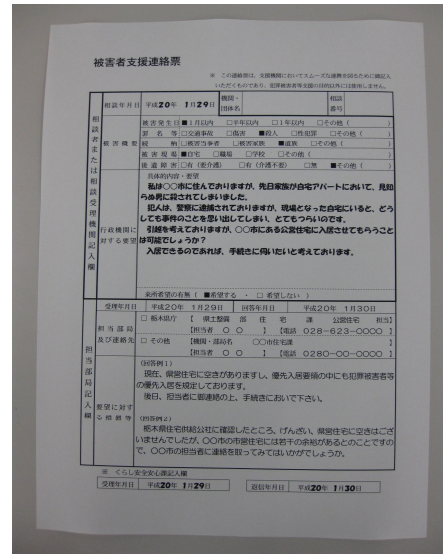
*¹ 児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者をいう。）を現に看護するものをいう）が、その看護する児童について行う次に掲げる行為をいいます。

- ① 外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

*² 栃木県犯罪被害者等支援ハンドブックとは、平成21年7月に犯罪被害者等支援の窓口機関向けに作成した、犯罪被害者等支援に関するマニュアルです。犯罪被害者等のおかれた現状、支援に携わる際の留意事項、相談窓口一覧等をまとめてあります。



栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック



被害者支援連絡票

3 関係機関・関係窓口の連携強化

犯罪被害者等は多岐にわたる窓口を訪問するたびに、つらい現状を一人から説明しなければなりません。

県では、「被害者支援連絡票*1」を作成し、連絡票を通じて関係機関と連携を図ることにより、犯罪被害者等が最初の相談窓口で状況を説明するだけで、適切な相談窓口への橋渡しが行われるようにしています。

今後は、連絡票の更なる周知徹底を図り、どの窓口が起点になっても円滑な支援がなされるよう、関係窓口の連携強化を図ります。

4 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

犯罪被害者等を県全体で支え、誰もが安心して暮らせる栃木県を構築していくためには、県民が犯罪被害者等の現状及び支援の必要性等を深く理解することが重要です。

このため、教育活動や広報・啓発など、あらゆる機会を通じて、県民の理解を深めていきます。

また、関係機関、民間支援団体等が開催している啓発事業に協力し、県全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成します。

*1 被害者支援連絡票とは、関係機関同士で連絡票により連絡を取り合うことにより、犯罪被害者等の説明負担を軽減することなどを目的に運用されているものです。

第4章 個別具体的施策の取組状況及び取組を進めていく事項

第3章の今後重点的に取り組んでいく事項を含め、県では基本計画で設定している5つの重点課題における施策に関し、以下のように取り組んでいきます。

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償の請求についての支援等 (基本法第12条関係)	ア 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実 イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援
(2) 給付金の支給に係る制度の運用等 (基本法第13条関係)	ア 犯罪被害給付制度に関する取組 イ その他の経済的支援に関する取組
(3) 居住の安定 (基本法第16条関係)	ア 犯罪被害者及びDV被害者等の公営住宅への優先入居に関する取組 イ 犯罪被害にあった女性、児童に対する一時保護等に関する取組 ウ 一時保護から自立した生活に向けた取組
(4) 雇用の安定 (基本法第17条関係)	ア 就労支援に関する取組 イ 労働問題に関する取組

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等 (基本法第14条関係)	ア 精神的被害に関する取組 イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組 ウ 医療サービスに関する取組 エ 障害者の福祉に関する取組 オ 高齢者の福祉に関する取組
(2) 安全の確保 (基本法第15条関係)	ア 加害者に関する情報の提供に関する取組 イ 犯罪被害者等に関する情報の保護に関する取組 ウ 一時保護所及び一時避難場所等の改善に関する取組 エ 再被害防止に向けた対策 オ 再被害防止等に向けた連携の取組 カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組 キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組
(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (基本法第19条関係)	ア 警察職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修の充実 イ 性犯罪捜査を担当する女性警察官等の配置 ウ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の改善 エ 民間支援団体が行う公判等への付添等の紹介

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
(基本法第18条関係)

ア 刑事の手続に関する情報提供の充実
イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮
ウ 外国人犯罪被害者に対する刑事手続等に関する情報提供の充実
エ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供
オ 「被害者の手引」を活用した情報提供の充実
カ 交通事故捜査の体制強化等
キ 判決確定後の加害者情報の提供

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等の総合的支援
(基本法第11条関係)

ア 関係機関の連携強化に関する取組
イ 情報提供の充実に向けた取組
ウ 相談窓口の充実に関する取組
エ その他支援等のための体制整備への取組

(2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等
(基本法第21条関係)

ア 犯罪被害者等に関する調査研究に関する取組
イ 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組

(3) 民間の団体に対する援助
(基本法第22条関係)

ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策への協力
イ 民間の団体への支援の充実
ウ 民間の団体で支援を行う者に対する支援
エ 民間の団体等の周知及び広報等
オ 全国被害者支援ネットワークに対する協力
カ 警察における民間の団体との連携・協力の強化
キ 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保
(基本法第20条関係)

ア 教育活動を通じた理解の促進
イ 広報・啓発

1 損害回復・経済的支援等への取組

<項目>

- (1) 損害賠償の請求についての支援等（基本法第12条関係）・・・P13
- (2) 給付金の支給に係る制度の運用等（基本法第13条関係）・・・P14
- (3) 居住の安定（基本法第16条関係）・・・P14
- (4) 雇用の安定（基本法第17条関係）・・・P15

(1) 損害賠償の請求についての支援等（基本法第12条関係）

ア 損害賠償請求制度*¹に関する情報提供の充実（警察本部）

警察庁発行の広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」等を活用し、関係者に配付しており、今後も損害賠償請求制度について広報や情報提供に努めます。



警察による犯罪被害者支援



その他のパンフレット

イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援（警察本部）

暴力団等の不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれがある方に対し、警察、県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び財団法人栃木県暴力追放県民センターの三者が連携し、被害回復を支援します。

.....
*¹ 損害賠償請求制度とは、不法行為による損害賠償請求制度であり、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるものであり、刑事手続とは別のものです。

その他、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度（損害賠償命令制度）などがあります。

(2) 給付金の支給に係る制度の運用等（基本法第13条関係）

ア 犯罪被害給付制度^{*1}に関する取組

(7) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善（警察本部）

犯罪被害給付制度の事務処理要領を制定し、運用面の改善を図っており、制度の積極的な周知を行い適切な運用に努めます。

(4) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大（警察本部）

平成20年7月に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の改正がなされ支給範囲等の拡大が図られたことから、制度の積極的な周知を行い適切な運用に努めます。

イ その他の経済的支援に関する取組

(7) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減（警察本部）

平成18年4月1日から（人工妊娠中絶経費負担は平成20年7月から）実施しており、適切な運用に努めます。

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置（警察本部）

平成17年4月1日から（司法解剖後の遺体修復費は平成19年度から）実施しており、適切な運用に努めます。

(7) 事情聴取にかかる旅費の支給（警察本部）

警察から事情聴取等の要請を受けた際、基準に従い犯罪被害者等に対して旅費を支給しており、適切な運用に努めます。

(3) 居住の安定（基本法第16条関係）

ア 犯罪被害者及びDV被害者等の公営住宅への優先入居に関する取組

(7) 公営住宅への優先入居に関する取組（住宅課）

「栃木県県営住宅優先入居要領」で規定している「対象者」に犯罪被害者、DV被害者等を盛り込み、犯罪被害者等が優先的に入居

.....
^{*1} 犯罪被害給付制度には、故意の犯罪行為により、亡くなられた被害者の第一順位の遺族に支給される遺族給付金、重傷病を負った被害者本人に負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分が支給される重傷病給付金、障害（障害等級：第1級～第14級）が残った被害者本人に支給される障害給付金があります。

※ 重傷病とは、加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病をいいます。

ただし、PTSD等の精神疾患の場合は、1ヶ月以上病院に通院し、かつその症状の程度が3日以上仕事ができない程度の状態を重傷病としています。

(抽選における優遇措置)できるようにしています。

今後は、国のガイドラインに基づき、抽選によらない入居についても配慮していきます。

(イ) 公営住宅への優先入居に関する犯罪被害者等への情報提供の充実
(住宅課)

公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供について今後配慮していきます。

イ 犯罪被害にあった女性、児童*¹に対する一時保護等に関する取組

(ア) 婦人相談所及び児童相談所等における一時保護による安全の確保
(青少年男女共同参画課) (こども政策課)

犯罪被害にあった女性や、児童を一時的に保護するほか、児童については各児童養護施設等、女性については母子生活支援施設や民間シェルターにも一時保護を委託し、適切な運用に努めており、今後も充実を図ります。

(イ) 虐待を受けた児童に対する養育支援 (こども政策課)

児童虐待等により、養育支援が必要な児童に対しては、児童養護施設への入所等、適切な支援を行います。

ウ 一時保護から自立した生活に向けた取組 (青少年男女共同参画課)
(こども政策課)

一時保護期間を経過してもなお保護や自立支援が必要な場合は、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所を行っており、今後も個々の状況に応じて適切な運用に努めます。

(4) 雇用の安定 (基本法第17条関係)

ア 就労支援に関する取組

(ア) 求職者に対する就職支援 (労働政策課)

公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、求職者の就職を支援します。

.....
*¹ 児童とは、満18歳に満たない者をいいます。

(4) 障害者等への職業訓練等の実施（労働政策課）

障害等を負われた方などを対象に職業訓練等を実施し、職業的自立を支援します。

(5) DV被害者及び母子家庭等の犯罪被害者等の就業や生活に関する支援（青少年男女共同参画課）（こども政策課）

DV被害者や母子家庭等の就業や生活に関する支援を行います。

イ 労働問題に関する取組

(7) 個別労働紛争解決制度の活用等（労働委員会）

栃木県労働委員会において、個別労使紛争のあっせんを行っており、適切な運用に努めます。

(4) 労使関係者を対象とした労働問題全般にわたる相談の実施（労働政策課）

県内4箇所の労政事務所において、労使関係者を対象として、労働条件や労働福祉など労働問題全般にわたる幅広い相談に応じるとともに、適切な助言を行います。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

<項目>

- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等
(基本法第14条関係) P 17
- (2) 安全の確保 (基本法第15条関係) P 22
- (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
(基本法第19条関係) P 26

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等 (基本法第14条関係)

ア 精神的被害に関する取組

(7) 精神科医、臨床心理士等による犯罪被害者等に配慮したカウンセリングの実施 (障害福祉課) (くらし安全安心課) (警察本部)

栃木県精神保健福祉センター、栃木県健康福祉センター等による犯罪被害者等支援に配慮したカウンセリング等を実施します。
(障害福祉課)

必要と認められる犯罪被害者等に対して、民間支援団体が行うカウンセリング等に関する取組を紹介します。
(くらし安全安心課)

必要と認められる犯罪被害者等へのカウンセリングを実施するとともに、民間支援団体が行うカウンセリング等に関する取組への紹介を実施します。(警察本部)

(4) 自助グループ*¹の紹介等 (警察本部)

(社)被害者支援センターとちぎの事業として、交通死亡事故及び犯罪被害者遺族の自助グループを育成、支援しており、必要と認められる犯罪被害者等に自助グループを紹介します。

.....
*¹ 自助グループとは、同じ問題や境遇を抱える人同士が集まって意見を交換するなどして、互いに援助しあいながら活動していくグループです。

(ウ) 心の悩みに関する電話相談支援「こころのダイヤル^{*1}」（障害福祉課）「いのちの電話^{*2}」（（福）栃木いのちの電話）

「こころのダイヤル」では、専門の相談員などが心の悩みに関して幅広く相談に応じており、今後も犯罪被害者等を含めた心の悩みに適切に対応します。

（障害福祉課）

また、民間団体が運営する「栃木いのちの電話」「足利いのちの電話」では、自殺など様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出せることを願い、一定の研修を受けた相談員が年中無休で相談に応じています。（（福）栃木いのちの電話）

イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組

(ア) 問題を抱えた犯罪被害者等の児童に関する支援（こども政策課）

問題を抱えた犯罪被害者等の児童に対し、地域の児童委員等との連携等により各種子育て支援を行います。

(イ) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等（こども政策課）

児童虐待緊急ダイヤル^{*3}（平成15年度から実施）で24時間の相談体制を確保しており、今後も適切な対応に努めます。

(ウ) DV被害者及び児童虐待に関する医療機関との協力

（青少年男女共同参画課）（こども政策課）

地域の医療機関との協力、連携体制を充実させ、被害者の早期発見に努めます。（青少年男女共同参画課）

児童相談所において、夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図る「24時間・365日体制強化事業」を実

.....
^{*1} 専門相談員による相談～電話番号：028-673-8341 相談時間：月曜～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時（午後0時～午後1時休み）

精神科医による相談～電話番号：028-673-8341 相談時間：第2、第4水曜日午前9時30分から午前11時30分

^{*2} 「栃木いのちの電話」～電話番号：028-643-7830 相談時間：年中無休午前7時～午後9時まで（金、土は24時間受付）

「足利いのちの電話」～電話番号：0284-44-0783 相談時間：年中無休午後3時～午後9時まで

^{*3} 虐待に気付いた時など緊急の場合は、「児童虐待緊急ダイヤル028-665-3677」により、夜間、休日の相談・通告に対応しています。（平日、日中は各児童相談所の電話で対応）

施しています。

また、医療機関向けの「子ども虐待対応マニュアル」を作成配布するなど、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図ります。

(こども政策課)

**(イ) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実
(こども政策課) (教育委員会)**

要保護児童対策地域協議会の設置により、学校を含めた関係機関の連絡体制を整えるよう取り組んでおり、今後も少年被害者保護について充実強化を図ります。(こども政策課)

また、平成17年度から各児童相談所に教員を配置(各1名)しており、今後も学校と児童相談所の連携の充実を図ります。

(教育委員会)

(オ) 少年被害者に対する警察におけるカウンセリングの実施及び継続的支援(警察本部)

平成16年策定の「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」に基づき児童、少年の再被害防止等を少年補導委員や嘱託員が中心となり積極的に推進します。

**(カ) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実
(教育委員会)**

スクールカウンセラー活用事業として、平成21年度は、小学校74校、中学校137校、高校12校にスクールカウンセラーを配置しています。

また、「子どもと親の相談員等配置事業」として、小学校に子どもと親の相談員を配置(H21:14校)しており、今後も少年被害者を含む児童生徒の心のケアに配慮します。

(キ) 少年被害者に的確に対応するための教職員やスクールカウンセラーに対する研修等の充実(教育委員会)

特別な配慮を要する児童生徒(犯罪被害者等も含む)の相談等に的確に対応できるよう、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っているほか、必要に応じて各学校にスーパーバイザー(スクールカウンセラーの指導や緊急対応の際に、県から派遣され

る臨床心理士等)を派遣し、校内の教育相談の充実を図る体制を整えており、今後も充実を図ります。

(ク) 教員に対する教育相談及びカウンセリングに関する研修等の充実(教育委員会)

教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、教員に対する教育相談及びカウンセリングに関する研修等において、犯罪被害者等に対する心のケアも含めて実施するよう努めます。

(ケ) 児童被害者に対する心理的ケア等の支援(こども政策課)

虐待等を受けた児童に対する心理的なケアを行うため、児童養護施設では心理療法担当職員を配置するほか、平成19年度からは被虐待児個別担当職員を常勤配置(乳児院は平成21年度から)するなど、適切な援助体制を確保してきました。

また、児童相談所においては、スーパーバイザー(教育・訓練・指導担当の児童福祉司、児童心理司)、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司などの専門職員を配置し、様々な問題を持つ児童に心理的なケアを行うこととしています。

なお、平成22年度には、児童虐待などで軽度な情緒障害を負った児童に対して「治療」「生活指導」「教育」を行う情緒障害児短期治療施設が開所する予定であり、施設と関係機関による連絡会議に児童相談所も積極的に参画するなど、連携体制の強化を図ります。

(コ) 里親*1制度の充実(こども政策課)

里親総合支援事業として、里親フォローアップ事業や里親委託促進事業を実施し里親の支援に努めており、今後も適切な運用を図ります。

ウ 医療サービスに関する取組

(ア) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供(医事厚生課)

迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、メディ

.....

*1 里親とは児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は保護者に看護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認めるものをいいます。特に「専門里親」は、家庭での親密な援助関係を必要とする被虐待児童等に対し、施設では提供できない家庭的な援助を提供する役割を果たしています。

カルコントロール体制の充実強化を図ります。

(イ) 病院、診療所等の医療機能情報の提供（医事厚生課）

栃木県医療安全相談センターにおいて、患者・家族からの医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決できるよう、適切な助言を行っています。

また、県において、医療機関の所在地、診療時間、専門外来、健康診断や健康相談などの情報を、インターネットなどで県民が検索利用等しやすい形で公表する医療機能情報提供制度^{*1}を実施しており、今後も適切な情報提供に配慮します。

(ウ) 性犯罪被害者がH I V検査等を受診する際の対応（健康増進課）

行政機関が行っているH I V等の検査は匿名で実施できますが、検査を受けるに当たり他の被検査者と顔をあわせることとなってしまう場合が想定されることから、性犯罪被害者等が検査を受ける際の配慮について、検査時間の予約など警察等関係機関と連携した対応を図っていきます。

エ 障害者の福祉に関する取組

(ア) 高次脳機能障害者^{*2}への支援体制の整備（障害福祉課）

地域支援ネットワークの構築及び高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行うとともに、専門的な相談支援を行うための支援拠点機関を設置し、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備します。

(イ) 障害者に対する相談支援、経済的支援及び福祉サービスの充実（障害福祉課）

障害者手当の給付等生活安定のための支援を行います。

また、相談体制、在宅福祉サービス体制の充実に努めるとともに、障害者の社会参加を推進します。

.....
^{*1} 医療機能情報に関するインターネットホームページ「とちぎ医療情報ネット」

<http://www.qq.pref.tochigi.jp/>

は、栃木県公式ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

内にあります。

^{*2} 高次脳機能障害者とは、交通事故による頭部のケガや脳卒中などの後遺症として、記憶や注意、判断、認知等の機能に障害がおき、これにより日常生活や社会生活（就労等）に支障を来す障害者のことをいいます。

(ウ) 聴覚及び言語障害者の安全確保（警察本部）

事件事故に関して、ファックスやメールでも110番を受理できる体制を整備しており、引き続きサポートします。

オ 高齢者の福祉に関する取組

(7) 高齢者虐待防止に関する取組（高齢対策課）

高齢者虐待の防止や早期発見を推進するため、DVD「高齢者虐待をなくすために」を作成し、広く普及啓発を図っています。

また、各健康福祉センターごとに高齢者虐待防止に関する連絡会議を開催し、市町の高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援するとともに、懸案事例の検討を行っています。

(2) 安全の確保（基本法第15条関係）

ア 加害者に関する情報の提供に関する取組

(7) 加害者からの再被害防止を徹底するための刑事施設等との連携（警察本部）

再被害防止対策要綱を徹底するため、再被害防止の指定や指定事件にかかる刑事施設等との連携に努めており、今後も一層円滑な連携を図ります。

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護に関する取組

(7) 犯罪被害者等のプライバシー保護に配慮した対応（警察本部）

マスコミ発表に際しては、被害者等のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

ウ 一時保護所及び一時避難場所等の改善に関する取組

(7) 女性自立支援センター（仮称）の整備（青少年男女共同参画課）

婦人相談所の施設機能の充実を図るため、女性自立支援センター（仮称）を整備し、保護施設の充実、DV被害者等への更なる支援に努めます。

(4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設（住宅課）

「栃木県県営住宅優先入居要領」で規定している「対象者」に犯罪被害者等を盛り込み、犯罪被害者等が優先的に入居（抽選におけ

る優遇措置)できるようにしています。

今後は、国のガイドラインに基づき、抽選によらない入居についても配慮していきます。

(ウ) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の確保 (警察本部)

自宅が被害現場となり、緊急かつ一時的に宿泊場所の確保が必要な被害者等に対して、宿泊に要する経費を負担する施策を行っており、適切な運用に努めます。

(エ) 一時保護所における、虐待を受けた児童と非行児童を分離する等の処遇改善に関する取組 (こども政策課)

虐待を受けた児童と非行児童との同室での処遇を解消し個別的な対応が行えるよう、一時保護所の増改築を実施します。(平成21年度調査設計・平成22年度整備)

エ 再被害防止に向けた対策

(ア) 警察における再被害防止措置の推進 (警察本部)

再被害防止要綱に基づき「再被害防止対象者」を指定し、防犯指導、警戒等を行って再被害防止の措置を推進しており、今後も再被害防止に配慮した取組を推進します。

(イ) 警察における保護対策の推進 (警察本部)

保護対策実施要綱に基づき「保護対象者」を指定し、引き続き暴力団等からの危害行為の未然防止措置を推進します。

(ロ) 子ども(13歳未満)を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組 (警察本部)

平成17年から法務省と13歳未満の子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者情報を共有し、再犯防止措置対象者の出所後の所在確認を実施し、再犯防止に向けた措置を推進中であり、適切な運用に努めます。

(ハ) 再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図る取組 (教育委員会)

非行少年等を含め問題行動がみられる児童生徒に対して、各学校において的確な指導が行われるよう、「いじめ・不登校等対策チー

ム」による学校支援の充実を図っており、今後も再被害の防止に資するよう加害少年の立ち直りを図ります。

オ 再被害防止等に向けた連携の取組

- (7) DVの被害者、人身取引の被害者、虐待児童の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所の連携充実（青少年男女共同参画課）（こども政策課）（警察本部）

DV被害者に関わる関係機関、団体の連携を一層密にして適切な対応に努めます。（青少年男女共同参画課）

警察本部長と保健福祉部長とで「児童虐待問題に係る児童相談所と警察の連携に関する協定」を締結しており、児童虐待問題に関する連携体制の充実を図ります。（こども政策課）

DV、児童虐待、人身取引、少年非行等に関わる関係機関、団体の連携を一層密にして再被害の防止に向けた取組を推進します。（警察本部）

- (4) 児童虐待等を防止するため、警察と学校教育機関の通報連絡体制の活用等による連携の強化（警察本部）

学校警察連絡協議会を実質的な連携の場として、少年非行防止や児童虐待を防止するための相互連絡の枠組みを構築し、再被害の防止に努めます。

- (5) 児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所や市町村等の関係機関の連携による取組（こども政策課）

市町村が関係機関の連携体制を充実強化するため設置している要保護児童対策地域協議会に対し、児童相談所から専門職員を派遣し助言・指導を行うなど、今後とも、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組

- (7) 警察職員に対する、児童虐待の早期発見、被害児童の保護要領等に関する知識・技能の向上（警察本部）

児童虐待防止法に基づき児童虐待の早期発見、被害児童の保護要領等について、関係職員に対する指導・研修を徹底し、職員の児童

虐待に関する知識、技能の向上に努めます。

(イ) 学校教育関係者による児童虐待事案の早期発見、早期対応に向けた取組（教育委員会）

文部科学省の通知を受け、市町村教育委員会等に通告義務の周知を図っています。（平成18年6月5日付「学校における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（文部科学省通知））

今後も児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。

(ウ) DV被害者の早期発見のための各関係機関における取組の促進（関係各課）

DV被害者の早期発見のために、県内各関係機関等が連携し、適切な対応に努めます。

(エ) 児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に関する先進的事例の収集分析（教育委員会）

児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方など、先進的事例の収集分析を実施します。

(オ) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証（こども政策課）

国の検証結果報告を今後の児童虐待防止に向けて活用するため、広く関係機関に通知しており、今後も国の検証結果に基づき適切な対応に努めます。

キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組

(7) 保護者に対する児童虐待の防止に資するための学習支援の充実（教育委員会）

市町や団体が開設する子育て講座や父親の家庭教育参加を考える集い等を通して、児童虐待防止にも資するよう、保護者等の学習支援の充実を図っており、今後も保護者等に対する学習支援の充実を図ります。

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

ア 警察職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修の充実（警察本部）

犯罪被害者支援室において採用時の基礎研修、昇任時研修、支援担当官等を対象とした専門的研修など各段階に応じた研修を適宜実施しており、今後も継続して研修の実施に努めます。

イ 性犯罪捜査を担当する女性警察官等の配置（警察本部）

性犯罪捜査における女性警察官を性犯罪捜査指定捜査員として指定し、的確な性犯罪被害者への対応等を期すため、更なる配置に努めます。

ウ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の改善（警察本部）

被害者相談室を全警察署に配置、検案室兼霊安室を18警察署に設置、被害者支援車両8台を配備しており、今後も施設・装備の改善に努めます。



被害者支援車両（車内が外部から見えないよう配慮されています。）

エ 民間支援団体が行う公判等への付添等の紹介（くらし安全安心課） （警察本部）

（社）被害者支援センターとちぎが行っている裁判所付添、検察庁付添、警察付添などを紹介し、犯罪被害者等が公判へ赴く際などの精神的負担を軽減するよう努めます。

3 刑事手続への関与拡充への取組

<項目>

- (1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
(基本法第18条関係) P 27

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (基本法第18条関係)

ア 刑事の手続に関する情報提供の充実 (警察本部)

警察庁が法務省と検討して作成したパンフレット「警察による犯罪被害者支援」を活用し、関係者に配布して被害者支援に関する理解と協力の醸成に努めており、今後も犯罪被害者等への早期の情報提供に努めます。

イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮 (警察本部)

検視や司法解剖の必要性等を解説したパンフレットを作成し、遺族等に交付して適切な説明に努めます。

ウ 外国人犯罪被害者に対する刑事手続等に関する情報提供の充実 (警察本部)

在県外国人に対する交通事故被害者支援事業として、本人及び家族等が示談交渉や警察等への適切な連絡が行われるように英語、ポルトガル語、韓国語、中国語版のマニュアル「交通事故に遭われた方やご家族の方へ」を作成し、交通事故の被害者支援及びその充実に努めており、今後も情報提供の充実に努めます。



外国語版「交通事故に遭われた方やご家族の方へ」

エ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供（警察本部）

各種研修や警察学校研修等の機会をとらえ、被害者連絡の対象事件及び制度の重要性を周知徹底し、適切な連絡に努めています。

また、交通事故関係では死亡事故、ひき逃げ事故、加療3ヶ月以上の重傷事故、危険運転致死傷罪、その他連絡が必要と認められる事故について被害者連絡を実施しており、平成20年度から交通指導課内に被害者連絡調整官を配置し、効果的な被害者支援に努めています。

今後も、犯罪被害者等に対する適切な情報提供に努めます。

オ 「被害者の手引^{*1}」を活用した情報提供の充実（警察本部）

犯罪被害者等は「捜査や裁判がどのように進むのか」「利用できる制度にはどのようなものがあるのか」などが分からないことから、犯罪被害者等に対する情報提供の充実が求められています。

そこで犯罪被害者等には、必要な情報を分かりやすく解説した「被害者の手引」の資料を配布しており、今後も情報提供の充実に努めます。

カ 交通事故捜査の体制強化等（警察本部）

平成20年度から交通事故事件捜査統括官ならびに交通事故鑑識官を配置して交通捜査体制の強化に努めており、今後も適切な交通事故捜査を推進します。

キ 判決確定後の加害者情報の提供（警察本部）

犯罪被害者等の方へ検察庁の行っている被害者等通知制度の案内を実施しており、今後も適切な情報提供に努めます。

.....
^{*1} 被害者の手引とは、殺人や傷害、強姦など身体犯の事件や交通事故の被害に遭われた方、遺族の方のために必要な情報を包括的にわかりやすく解説したパンフレットです。

4 支援等のための体制整備への取組

<項目>

- (1) 相談及び情報の提供等の総合的支援
(基本法第11条関係) P 29
- (2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成
及び資質の向上等 (基本法第21条関係) P 35
- (3) 民間の団体に対する援助 (基本法第22条関係) P 36

(1) 相談及び情報の提供等の総合的支援 (基本法第11条関係)

ア 関係機関の連携強化に関する取組

(7) 関係機関・団体等との連携協力の充実・強化及び情報提供の充実 (くらし安全安心課)

県内全市町に犯罪被害者支援担当窓口が設置されたことから、各市町の犯罪被害者等施策担当者及び犯罪被害者等支援相談窓口担当者に対する研修会等を開催しスキルアップを図るとともに、さらに連携を強化して、各関係機関が一丸となった支援体制の充実を図ります。

(4) 被害者支援連絡票等を有効活用した途切れることのない支援体制 の構築 (くらし安全安心課)

被害者支援連絡票等を有効活用し、どの関係機関・団体を起点としても円滑な支援が行われるようさらに周知徹底を図ります。

(7) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける 連携の推進 (警察本部)

栃木県被害者支援連絡協議会及び各警察署の被害者支援連絡協議会の充実強化に努めており、さらにネットワークの強化を図り犯罪被害者等支援の充実を図ります。

(1) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開 (警察本部)

具体的事案発生の際、警察署被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携して総合的な支援を行っており、今後も関係機関・団体との連携を強化し総合的・横断的な支援活動の展開を図ります。

(オ) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実（教育委員会）

学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合には、教育委員会が警察署や児童相談所などの関係機関と連携・協力し、学校が児童生徒や保護者への相談窓口として有効に機能するよう、支援を強化します。

(カ) 学校内における連携及び相談体制の充実（教育委員会）

学校における相談体制の充実を図るため、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っています。

また、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員を配置しており、今後も学校におけるスクールカウンセラー等と教職員との連携及び相談体制の充実を図ります。

(キ) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進（教育委員会）

犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援のほか、市町教育委員会の設置する適応指導教室との連携などにより、学校復帰等のための継続的支援を行います。

(ク) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進（教育委員会）

犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署等関係機関によるサポートチームの編成など、立ち直りに向けた支援を継続的にを行います。

(ケ) 警察と関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実（警察本部）

犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体などと連携、協力を充実し、関係機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるように努めます。

(コ) 性犯罪被害者等に対する支援体制の整備（くらし安全安心課）

性犯罪・性暴力被害者からの多様なニーズに対応する支援活動を

推進するため、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（仮称）」を設置し、関係機関・団体と協力して、支援体制の整備に努めていきます。

イ 情報提供の充実に向けた取組

(ア) 計画の効果的運用と栃木県犯罪被害者等支援ハンドブックの効果的活用（くらし安全安心課）

計画について関係機関に対し広く周知徹底を図ります。

また、栃木県犯罪被害者等支援ハンドブックを、犯罪被害者等支援にあたる担当窓口配布し活用を促進するとともに、ハンドブック掲載機関の連携強化を図ります。

(イ) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供（くらし安全安心課）

平成19年度にポケット版の「犯罪被害者等支援の相談窓口一覧」を作成しましたが、今後も情報提供の充実に努めます。

(ロ) 犯罪被害者等支援施策のホームページ充実（くらし安全安心課）

県のホームページ内にある「安全で安心なまちづくりホームページ^{*1}」に掲載されている犯罪被害者等支援に関する内容を充実し、アクセスしやすいように工夫します。

(ハ) インターネット以外の媒体を用いた情報提供（くらし安全安心課）

県広報誌への掲載やマスコミへの積極的な資料提供等により、今後も情報提供の充実に努めていきます。

(ニ) 外国語版の「被害者の手引」の適切な作成・配布（警察本部）

在県外国人に対する交通事故被害者支援事業として、本人及び家族等が示談交渉や警察等への適切な連絡が行われるように英語、ポルトガル語、韓国語、中国語版のマニュアル「交通事故に遭われた方やご家族の方へ」を作成し、交通事故の被害者支援及び充実に努めており、今後も情報提供の充実に努めます。

.....
^{*1} 安全で安心なまちづくりホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/life/bouhan/anzen/1180944403971.html>

は、栃木県公式ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

内にあります。

(カ) **犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知（警察本部）**

損害賠償請求制度の概要、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」等冊子・パンフレットの内容充実を図り、その提供に努めます。

(キ) **刑事手続等に関する情報提供の充実（警察本部）**

刑事に関する手続や少年保護事件の手続、さらに、犯罪被害者等のための制度を分かりやすく解説した「被害者の手引」等の冊子・パンフレット等の内容充実を図り、その提供に努めます。

(ク) **性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大（警察本部）**

性犯罪相談電話等の活用を促すために、各種広報誌等への掲載や県警ホームページでの紹介、民間犯罪被害者等支援団体との連携による広報活動の推進を図っており、今後も情報入手の利便性の拡大に努めます。

(ケ) **自助グループの紹介等（警察本部）**

（社）被害者支援センターとちぎが結成した、交通事故及び犯罪被害者遺族の自助グループの活動を支援しており、今後も支援を継続していきます。

また、必要に応じて犯罪被害者等に対し自助グループを紹介するなどして、精神的ケア等に努めます。

(コ) **医師会に対する性犯罪被害者への被害申告の働きかけ（警察本部）**

医師会に対して、来院者が警察への未申告性犯罪被害者と判明した際、警察が診察料等を支出する公費負担制度を運用しており、被害者の経済的負担軽減やカウンセリング等を行っている旨の教示をお願いし、羞恥心等から警察への届出をためらう潜在被害者が安心して被害申告が出来るよう働きかけを実施しています。

(サ) **とちぎ社会貢献活動支援データベース^{*1}による情報取得の利便性確保（県民文化課）**

.....
^{*1} とちぎ社会貢献活動支援データベースとは、登録された県内の社会貢献活動を行う団体等の情報などが検索できるシステムです。

県内特定非営利活動法人（NPO法人）及び登録されているボランティア団体等の情報について、犯罪被害者等がニーズに応じた情報を取得できるよう、とちぎ社会貢献活動支援データベースの利便性確保に努めます。

(シ) 病院、診療所等の医療機能情報の提供（医事厚生課）

栃木県医療安全相談センターにおいて、患者・家族からの医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決できるよう、適切な助言を行っています。

また、県において、医療機関の所在地、診療科目、診療時間、専門外来、健康診断や健康相談などの情報を、インターネットなどで県民が検索利用等しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を実施しており、今後も適切な情報提供に配慮します。

ウ 相談窓口の充実に関する取組

**(7) 犯罪被害者等支援のための相談窓口の適切な運用
（くらし安全安心課）**

犯罪被害者等の相談に真摯に対応し、犯罪被害者等が求めている支援について犯罪被害者等の立場に立ち、関係機関・団体と連携して必要な情報提供、各種支援の教示、助言等を行うなどして適切な対応に努めます。

(イ) 精神保健福祉センターにおける相談体制の充実及び犯罪被害者家族会への支援（障害福祉課）

精神保健福祉センターや健康福祉センターに悩み事等の相談窓口を設置しており、犯罪被害者等の相談体制の充実を図ります。

また、同じような悩みを持つ家族等が辛い思いを語れる“場”づくりなどを通して家族自立を支援していきます。

(ウ) 警察における相談体制の充実（警察本部）

平成18年6月から県民相談室を設置するなど各種相談電話の充実と体制を整備しており、適切な相談対応に努めます。

(エ) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備（警察本部）

少年サポートセンター、暴走族離脱支援センター及び（社）被害者支援センターとちぎと緊密に連携し、被害少年が相談しやすい環

境の整備に一層努めます。

(オ) ストーカー事案への適切な対応（警察本部）

県警ホームページを活用したストーカー被害防止対策の情報の提供、平成17年度からストーカー被害者に監視カメラ貸出制度、平成21年7月から緊急通報装置の貸出を開始しています。

今後もストーカー事案への適切な対応に努めます。

(カ) 交通事故相談活動の促進（くらし安全安心課）

交通事故相談事業を実施しており、交通事故相談員の研修参加推進を図っています。

今後とも交通事故相談活動の充実強化を図ります。

(キ) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の推進（教育委員会）

栃木県総合教育センターにおいて、教育相談窓口を設け、家庭教育やしつけに悩みや不安を持つ親や、いじめや学校生活に悩みや不安を持つ児童生徒がいつでも相談できるよう、電話やメールによる相談を行っています。

電話相談員に対しては、資質の向上を図るため、研修を実施しており、今後も相談活動の充実及び相談窓口の情報提供に努めます。

エ その他支援等のための体制整備への取組

(7) 「被害者支援担当官制度^{*1}」の活用（警察本部）

高速道路交通警察隊や各警察署に配属されている被害者支援担当官に必要な知識等の研修、教育等の充実に努めており、今後も効果的な研修、教育等を継続的に実施します。

(イ) 犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する啓発・指導及び好事例の表彰（警察本部）

犯罪被害者等支援の好事例を参考にした個別具体的な研修を行い、犯罪被害者支援が確実に実施されるよう努めており、今後も啓発・指導及び好事例の表彰の充実を図ります。

.....
^{*1} 被害者支援担当官制度とは、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、事件発生直後から捜査員とは別の「被害者支援担当官」が付き添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行う制度です。

(ウ) 「被害者連絡制度^{*2}」等の適切な運用（警察本部）

平成19年2月に被害者連絡実施要領を改正し、連絡体制を拡充するなど被害者連絡の一層の推進を図っており、制度の適切な運用に努めます。

(2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等（基本法第21条関係）

ア 犯罪被害者等に関する調査研究に関する取組

(7) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施（警察本部）

国の行う犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査への協力をを行います。

イ 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組

(7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実（警察本部）

犯罪被害者支援室において採用時の基礎研修、昇任時研修、支援担当官等を対象とした専門的知識研修など、各段階に応じた研修を実施します。

(4) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得（警察本部）

被害児童等の支援にあたる少年補導職員及び少年補導嘱託員に対して精神科医を講師とした定期的な研修を行っているほか、民間の行う研修に参加させ、技能の習得に努めており、今後も専門的知識、技能の習得に努めます。

(ウ) 学校における相談対応能力の向上等（教育委員会）

学校における相談体制の充実を図るため、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っています。

また、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員を配置しており、今後も相談対応能力の向上に努めます。

(エ) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実（こども政策課）

.....
^{*2} 被害者連絡制度とは、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をする制度です。

児童相談所職員、市町村児童相談担当職員、家庭相談員、児童・民生委員等の研修を実施しており、今後も虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員の資質の向上を図ります。

(オ) 民間の団体の研修に対する支援（警察本部）

（社）被害者支援センターとちぎが行う支援活動員に対するボランティア研修に専門的知識を有する職員を講師として派遣しており、今後も支援を継続します。

(カ) 県職員・市町職員に対する啓発（くらし安全安心課）

研修会や直接犯罪被害者等の声を聞く機会を設けるなどして、関係職員だけでなく、広く県職員や市町職員に対して、犯罪被害者等支援の重要性の理解を深めるよう啓発を図ります。

(キ) 県職員採用時における犯罪被害者等に関する理解の促進（人事課）

県職員採用時に、犯罪被害者等への理解促進のための取組を引き続き進めていきます。

(ク) 警察職員採用時における犯罪被害者等に関する研修（警察本部）

警察官並びに警察職員採用時には、犯罪被害者等に関する研修を盛り込み被害者支援の重要性を研修しています。

また、警察職員は昇任時などの警察学校研修や職場研修を実施しており、今後も研修の充実を図ります。

(ケ) 新規採用教職員等の研修における犯罪被害者等に関する研修（教育委員会）

新規採用教職員等の研修に、犯罪被害者等に関する研修を盛り込むよう努めます。

(コ) 教職員研修等において被害児童の心のケア等を含めた研修等の実施（教育委員会）

教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、教員に対する教育相談及びカウンセリングに関する研修等において、犯罪被害者等に対する心のケアも含めて実施するよう努めます。

(3) 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

**ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策への協力
（くらし安全安心課）**

平成21年度から3ヵ年、（社）被害者支援センターとちぎが行う交通事故被害者の相談・支援事業について財政的支援を図ります。
その他、国が行う財政的支援施策に対する協力を行います。

イ 民間の団体への支援の充実（くらし安全安心課）（警察本部）

（社）被害者支援センターとちぎをはじめとした民間支援団体に対し、団体の活動などに関する支援の充実を図ります。
（くらし安全安心課）

（社）被害者支援センターとちぎが行う支援活動員に対する研修会に講師として、性犯罪やDV・児童虐待事件の担当及び交通事故捜査担当の警察職員を派遣し、相談業務の充実に努めており、今後も支援の充実を図ります。（警察本部）

ウ 民間の団体で支援を行う者に対する支援（くらし安全安心課）

相談窓口一覧等を取りまとめた「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック」を民間支援団体に配付していますが、今後とも民間支援団体の意見を取り入れ支援活動を行う方の役に立つ情報を提供します。

エ 民間の団体等の周知及び広報等（くらし安全安心課）（警察本部）

民間支援団体に関するパンフレットの配付、各市町の犯罪被害者等施策担当者及び犯罪被害者等支援相談窓口担当者に対する研修会、犯罪被害者週間等を通じて民間支援団体に関する広報を行っています。
今後はインターネットなどを活用した広報啓発にも努めます。
（くらし安全安心課）

各種イベントを通じて民間支援団体に関する広報を行っているほか、県警ホームページにリンクするなどして、同団体の広報に努めます。
（警察本部）

**オ 全国被害者支援ネットワークに対する協力
（くらし安全安心課）（警察本部）**

民間支援団体である（社）被害者支援センターとちぎは平成17年

8月に全国被害者支援ネットワークに加盟しており、当該ネットワークに対する協力をしていきます。

カ 警察における民間の団体との連携・協力の強化（警察本部）

民間支援団体である(社)被害者支援センターとちぎとの連携を強化し、当該団体の特定公益増進法人^{*1}の認定を目指し協力します。

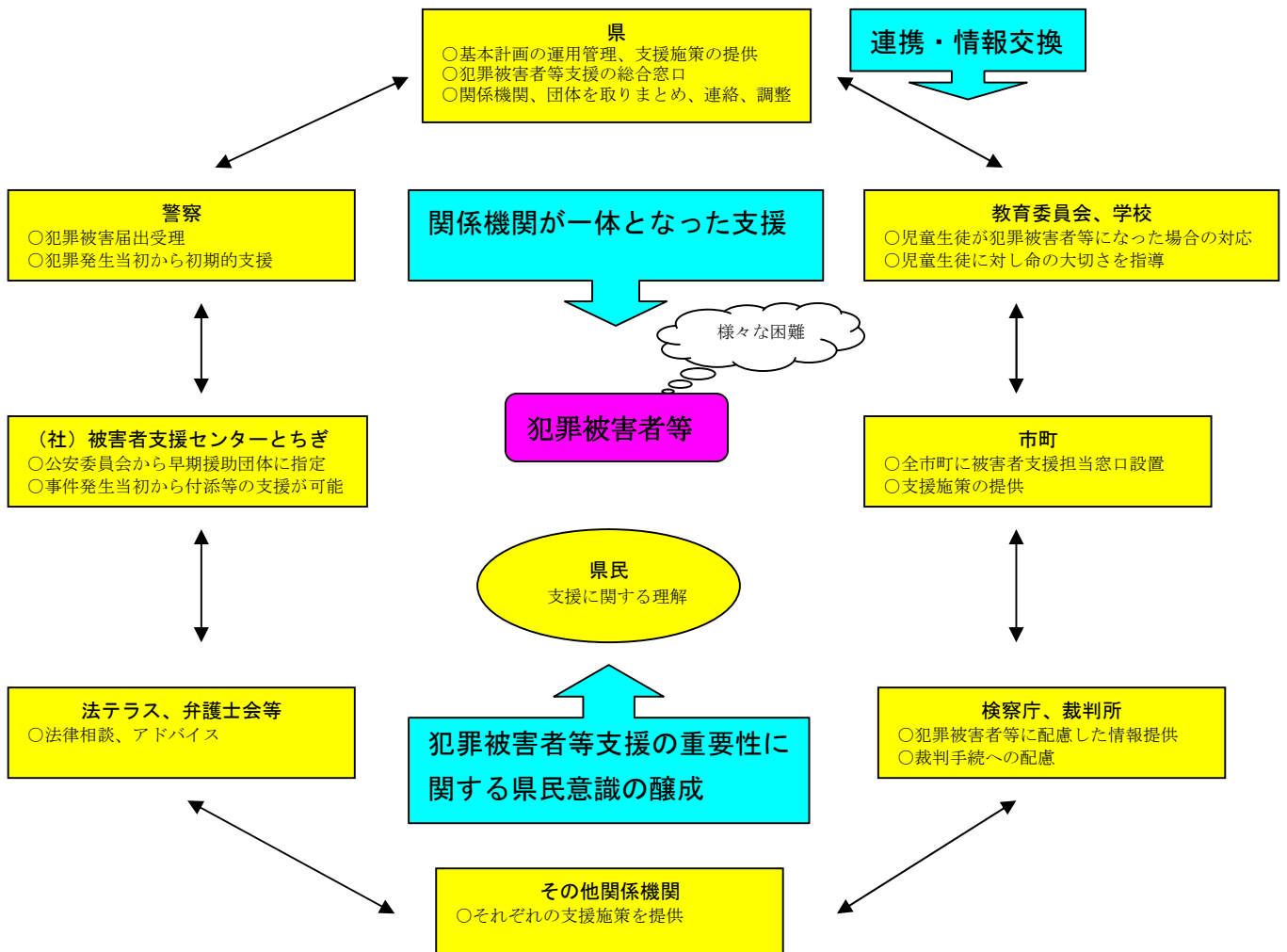
キ 特定非営利活動促進法（NPO法）^{*2}の適切な運用（県民文化課）

犯罪被害者等を支援する団体等を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努めます。

.....
^{*1} 公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものをいいます。特定公益増進法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象とされています。

^{*2} 「NPO (NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

「支援に関する連携のイメージ図」 犯罪被害者等を社会全体で支える栃木県の実現を目指します



5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

<項目>

- (1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保
(基本法第20条関係) P 39

(1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保（基本法第20条関係）

ア 教育活動を通じた理解の促進

- (7) 学校における^{いのち}生命の大切さ等に関する教育の推進
(教育委員会)

道徳教育総合支援事業をとおして、道徳教育の改善充実を図っており、今後も学校教育の中で^{いのち}生命を大切に^{いのち}する心を育む教育を実践します。

- (4) 学校において、^{いのち}かけがえのない^{いのち}生命について考えさせる「心のノート」の活用促進（教育委員会）

文部科学省作成の「心のノート」の活用促進を図っており、今後も^{いのち}生命について考えさせる教育の充実を図ります。

- (5) 学校における^{いのち}体験活動を通じた^{いのち}生命の大切さの学習の研究及び実践（教育委員会）

豊かな^{いのち}心を育む教育推進事業として、^{いのち}生命を大切にすることを学ばせる^{いのち}体験活動の実践研究を行っており、今後はその成果の普及を図ります。

- (1) 犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の一層の推進
(教育委員会)（その他関係各課）

犯罪被害者等の人権については、重要な人権課題の一つとしてとらえ、県内すべての学校すべての地域において人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育の推進に努めており、今後も人権教育の推進に努めます。

- (2) 人権教育の指導方法の改善・充実
(教育委員会)（その他関係各課）

人権教育の指導方法等の在り方に係る3次にわたるとりまとめを踏まえ、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めており、今後も人権教育の充実に努めます。

(カ) 学校における被害者にも加害者にもさせないための教育の充実
(教育委員会)

文部科学省で作成した「非行防止教室等プログラム事例集」の活用促進を図っています。

県教委で作成した児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ「場に
応じた適切な判断力を育てるための指導・援助の在り方ー加害者に
も被害者にもさせないためにー」の活用促進を図ります。

(キ) 家庭における^{いのち}生命の教育への支援の推進 (教育委員会)

^{いのち}生命の教育も含め、県教委で作成した「親学習プログラム」の普及・
定着を図り、家庭教育を支援します。

イ 広報・啓発

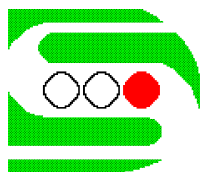
(7) 「犯罪被害者週間*¹」にあわせた集中的な啓発事業の実施
(くらし安全安心課)

ポスターや県広報誌、県ホームページ等を活用して犯罪被害者週
間の周知を図るとともに、(社)被害者支援センターとちぎをはじめ
めとした関係機関と連携した啓発事業の実施を図ります。

(イ) 交通事故被害者の視点を踏まえた事業の実施 (くらし安全安心課)

全国交通安全運動*²の期間中に開催される事業については、(社)
被害者支援センターとちぎとも連携を図り開催しています。

さらに交通事故被害者等の視野に立った施策を盛り込んだ啓発事
業を随時展開していきます。



栃木県交通安全シンボルマーク

*¹ 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日まで)は、当該期間における集中的な啓発事業等の実
施を通じて犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要
性等について、国民の理解を深めることを目的としています。

*² 全国交通安全運動(春の全国交通安全運動4月6日～4月15日まで、秋の全国交通安全運動9月
21日～9月30日)は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい
交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進す
ることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

(ウ) 栃木県人権教育・啓発推進県民運動*¹を中心とした広報啓発活動
(人権施策推進課)

犯罪被害者等を含む様々な人権問題の解決を図るため、県民の人権意識高揚のためのイベントの開催やマスメディアを活用した啓発事業などを実施します。

(エ) 犯罪被害者等の人権問題に対する理解を深める研修会等での啓発活動の推進 (人権施策推進課)

犯罪被害者等を含む様々な人権問題について理解を深めるため、県民、企業等を対象とした研修会等において、人権問題の啓発に努めます。

(オ) 児童虐待の現状に関する取組を広く県民に周知させるための取組 (こども政策課)

児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止を図るため、11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、ポスター・リーフレット等を関係機関に配付するほか、マスメディアを活用した啓発を行っています。

今後も様々な機会を通じ、児童虐待防止の啓発のため広報活動を展開していきます。

(カ) DV被害の防止に関し、広く県民に周知させるための取組 (青少年男女共同参画課)

犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶に向け、あらゆる機会を通じて広く県民に周知していきます。

(キ) 犯罪被害者等の置かれた状況等について県民理解の増進を図るための啓発事業の実施 (くらし安全安心課)

犯罪被害者やその家族が置かれた現状について県民理解の増進を図るため、あらゆる機会を通じて広く県民に周知していきます。

(ク) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 (くらし安全安心課) (警察本部)

.....
*¹ 人権問題の解決には県民一人ひとりが、人権問題について正しく理解し、人権尊重の意識の高揚を図ることが重要と考え、県では各種の啓発事業を行っています。特に8月は「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間」と位置づけ重点的な啓発事業を行っています。また、12月4日から10日までの間は「栃木県人権教育・啓発推進県民強調週間」と位置づけ重点的な啓発事業を行っています。

民間支援団体に関するパンフレットの配布、各市町犯罪被害者等施策担当者及び犯罪被害者等支援の相談窓口担当者に対する研修会、犯罪被害者週間等を通じて犯罪被害者等の置かれている現状、民間支援団体に関する広報を行っています。

今後は様々な機会を通じ、(社)被害者支援センターとちぎが作成した犯罪被害者手記「証(あかし)*¹」等を活用し、犯罪被害者等が置かれている現状、犯罪被害者等支援の必要性について広く県民に広報を図ります。(くらし安全安心課)

人権施策推進課主催のイベントや県警音楽隊の定期演奏会等の場において、犯罪被害者等の置かれている現状や犯罪被害者等支援の必要性、さらには(社)被害者支援センターとちぎの活動等について広報活動を行っており、今後も広報活動を強化します。

(警察本部)

(7) 警察における民間犯罪被害者等支援団体との連携、同団体に関する広報啓発活動の充実(警察本部)

各種会議、会合において犯罪被害者支援室長以下による講話や(社)被害者支援センターとちぎ事務局長の講話を実施しているほか、TV等の媒体を活用した広報を実施します。

また、犯罪被害者週間における広報啓発活動を実施します。

(8) 警察における犯罪被害者等支援に関する県民理解増進に向けた取組(警察本部)

警察庁作成パンフレット「警察による犯罪被害者支援」を活用して関係者に配付し、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めるとともに、県警ホームページや民間支援団体のホームページを活用して犯罪被害者等の実態や支援の必要性及び犯罪被害給付制度の概要を広報して、県民の理解増進に一層努めます。

(9) 交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に向けた取組(警察本部)

交通事故遺族による手記集を活用した交通安全教育等の実施並び

.....
*¹ 民間支援団体である(社)被害者支援センターとちぎが発行している、栃木県内の犯罪被害者等に関する手記です。第5章に一部を掲載しています。

お問合せ先：(社)被害者支援センターとちぎ～電話番号：028-623-6600 受付時間：月曜～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時

に交通安全大会・交通事故関係研修会等における被害者遺族の参加及び交通事故犠牲者に対する黙とうを実施しています。

今後も、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。

(シ) 各種講習における交通事故被害者等の切実な訴えを反映した教育活動の推進（警察本部）

各種講習等におけるビデオ等視聴覚教材を用いた交通事故被害者等の現状の訴え及び受講者による交通事故遺族の手記集の感想文の作成など心に訴える交通安全教育を実施しています。

今後も、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された交通安全教育を推進します。

(ス) 県における県民の理解を増進するための情報提供の実施（くらし安全安心課）

（社）被害者支援センターとちぎをはじめとした関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて、県民に対し、犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報を図ります。

(セ) 犯罪被害者等が置かれている現状に関する調査と県民の理解促進（くらし安全安心課）

犯罪被害者等の置かれている現状や心ない言動からくる二次被害等について、国の調査結果等をもとに調査研究するとともに民間支援団体等とも連携して広く県民に広報することにより、犯罪被害者等が置かれている現状についての理解促進を図ります。

(ソ) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供（警察本部）

県警ホームページを活用した犯罪発生情報の提供と希望者（防犯ボランティア団体を含む。）に対する電子メール、インターネット、ファックスによる地域安全情報を発信します。

(タ) 交通事故の実態及び悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表（警察本部）

県警ホームページに交通死亡事故発生場所を画像データで掲載し、道路利用者に対して交通危険箇所情報として提供し、交通死亡事故

抑止を図っており、今後も交通事故の実態及び悲惨さを広く県民に訴えていきます。

<民間支援団体の紹介>

栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人 被害者支援センターとちぎ

(組織の紹介)

突然理不尽な事件・事故に遭遇した犯罪被害者やその家族は、発生直後にとどまらず、長期でしかも多岐にわたる問題を抱え、身体的、経済的、精神的被害に苦しめられることが多いことから、(社)被害者支援センターとちぎは電話相談等を端緒として、民間の立場から被害者やその家族の心情に寄り添いつつ、平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関との連携による支援活動を展開しています。

(主な支援の内容)

1 電話相談・面接相談

相談員(被害者支援について専門的な研修を積んだ者)による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等他の支援機関に関する情報提供や紹介を行っています。

2 直接的支援

直接支援(自宅訪問、警察付添、検察庁付添、裁判所付添、病院付添)等があります。

3 自助グループへの支援

同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。

(犯罪被害者等早期援助団体について)

(社)被害者支援センターとちぎは、平成21年7月に栃木県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、下記のとおりより効果的な支援が可能になりました。

- (1) 被害者等の同意を得て警察から早期の情報提供が可能になり、被害直後の危機介入の支援が可能となります。(より能動的な支援が可能)
- (2) 公安委員会の監督を受けることにより組織運営の適正が確保されます。
- (3) 個人情報の保護・管理がより徹底されます。

<代表窓口>

住 所：宇都宮市桜2-2-28 栃木県桜別館2階

代表電話：028-623-6600

<各種相談案内>

電話相談：028-643-3940(祝祭日を除く10:00~16:00)

面接相談、カウンセリング：予約制で随時

弁護士相談：予約制で毎月第3木曜日13:00~

1 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

- 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図

りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下

「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行]

2 被害者の声～

社団法人被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」

(1) 「亡き夫への手紙」 小佐々 冽子



小佐々守さん(当時57歳*写真)は、2001年、当時鹿沼市環境対策部参事の役職につかれておられました。

ごみ搬入を巡るトラブルで業者から逆恨みされ、2001年10月31日、帰宅途中に拉致され、群馬県内の山中で殺害されるという惨事に見舞われ、御遺体は未だ発見に至っておりません。

この事件は「行政対象暴力」に各自治体が対策に乗り出すきっかけとなりました。

＜廃棄物処理業者の不正なごみ処理問題が発覚し、その不当要求をはねつけていた鹿沼市職員だった夫、小佐々守（当時57歳）は、2001年10月、帰宅途中に拉致・殺害されました。

暴力団幹部ら4人が逮捕され、実行犯3人が殺害を認めました。

事件発覚後、殺害を依頼した主犯の廃棄物処理業者は自殺しました。

夫は孤立無援の中で不正と闘い続け、理不尽な行政対象暴力の犠牲となりました。

夫の遺体はまだ見つかっていません。＞

あなたの声が聞こえなくなってから7年が過ぎてしまいました。あなたの元へ行ったケンタとは会えましたか。「いまならお父さんをひとり占めにしても良いからね。」と言って天国へ送りました。足元でじゃれているでしょうか。あなたの姿が見えなくなってから、ケンタも必死に探しまわりました。

散歩の途中、あなたが挨拶をしていたお宅にはすごい力でどンドン庭先に入ろうとしました。「お父さんがいるかも・・・。」とでも思ったのでしょうか。もし、犬も話ができるなら「お父さんどこへ行ったの？」と聞いたかったに違いありません。今、一緒にいるなら、何もわからないケンタが安心で

きるように、もう絶対離さないで下さいね。

事件から7年の歳月が流れると、あなたの知らないことがどんどん増えてきます。

当時のあなたより今の私の方が年長になってしまい、何か変です。長い間、外出できなかつたこと、心労で倒れ入院したこと、目の手術をしてメガネをかけることが多くなつたこと、知らないでしょう。

度の強いメガネを離せなかつたあなたに「メガネって不便よね。」といつも言っていた私がメガネのありがたさを感じているなんて、やはり知らないでしょう。

あまり体が丈夫でなかつた私があとに残されてしまうなんて思いもよらなかつたことです。いつも一緒にいてくれると思っていたのに、突然消えてしまい、あなたを守れなかつた悔しさに泣き暮れていたなんて全く分らないでしょう。あなたが住んでいた家の証を残しておきたくて、記憶に残る風景にこだわって、模様替えもせずひっそりと暮らしています。あなたが帰って来る日を諦めずに待っている日々です。いつまでも待ち続けますからね。

まもなく春の彼岸がやってきます。あなたと話をしたくて、群馬の山中へ行くのを心待ちにしています。歩きながらずっと話しかけているのにあなたからの返事は無いけれど、きっと耳に届いていると思うから、辛いこと、悲しいこと、泣きたいこと、全部ぶつけに行きます。時には楽しい話もあれば良いのにごめんなさい。どこに眠っているかも分らないのにあても無くただひたすら山中を歩きます。あなたの近くまで行ったら、「おーい、母ちゃん、俺ここにいるよ。助けてくれ。」そう言ってくれると私も見つけられるのに。やはり無理でしょうね。

今度もまた、ずっと寒さに耐えていたあなたへのごほうびに庭の忘れな草を持って行きます。春の訪れを感じてくれると良いのですが。

でも、いつも後ろ向きの生活ばかりしている訳ではないので安心して下さいね。3人とも元気にしています。それなりの生き方を見出し始めていますから。あなたがいつも笑顔でいられるように、私たち力いっぱいやっています。

私もありがたいことに「生命の大切さ」をお伝えする場を与えていただくようになり、少しずつ声を出しています。私たちにとって、同じような事件が繰り返されることが一番悲しいことですものね。

いずれ、あなたと再会する時に「良くやったな。頑張れたじゃないか。」と笑顔で言ってもらえれば、それで十分です。

そのために、もう少しこちらにいます。あなたの分まで生きていきます。時々、愚痴もこぼしますが、その辺は我慢して天国から見守っていて下さい。

(2) 「夢の花」 和氣 圭司・みち子



いつも明るい笑顔で仕事に打ち込み、同僚からの信頼も厚かった和氣由佳さん。



家族で出かけた最後の京都旅行。夢だった可愛い舞妓さんに変身した由佳さん（左）とみち子さん。

平成12年（2000）7月31日午後7時頃、勤務先での仕事を終え、家族の待つ自宅に帰る途中、さくら市蒲須坂の国道4号で、泥酔した飲酒運転の大型トラックに正面衝突され生命を奪われました。由佳は事故の約1時間後に死亡。

人生の希望に燃えていた、わずか19才。

加害者は仕事中にビール大瓶4本を飲み、5分休んだだけでハンドルを握り、栃木県から千葉県に帰るため出発しました。後続を走行していた同僚が携帯電話で、3回にもわたり「危ないから止まれ！止まれ！」と警告したにもかかわらず、「大丈夫、大丈夫」と意に介さずに運転を続行し、左側のガードレールに衝突した反動で、センターラインを超え、反対車線を走行していた由佳の車に正面衝突しました。こんな無差別殺人同等「未必殺意」の行為なのに判決は『懲役3年6月』でした。

「成人式の着物はいらないよ。その代わり京都に行って舞妓さんに変身したい」と胸を膨らませていたのは、事故の4ヶ月前のこと。舞妓姿の記念写真の中で微笑む由佳は、もう帰ってきません。

介護士として、病院での激務を小さな体で一生懸命こなし、同僚からの信頼も厚かったのです。

そして何より『かっちゃん』という最愛の彼と結婚をして家を建てようと夢を膨らませ「私達ラブラブなの」「今が一番人生でいい時」「青春を楽しみたい。『夢』がいっぱいあるんだよ」と嬉しそうに話していました。

そんな由佳の『夢』を奪った悪質極まりない泥酔状態の運転手の行為は、とうてい許すことはできません！

由佳の墓石にはその『夢』という文字を刻みました。

事故後1ヶ月を過ぎた頃、由佳が愛用していた机の上にレポートが置いてあるのが目に止まりました。中を見ると詳しく書かれたメモがありました。

新潟県小千谷市で開催される「片貝まつり」。花火大会のことでした。

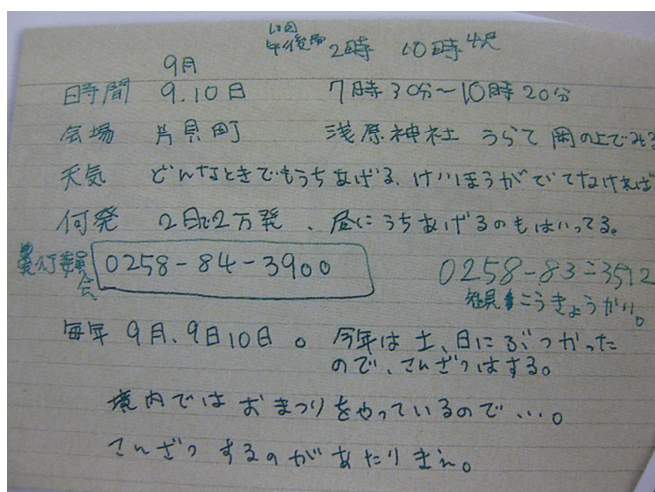
9月9日・10日に家族、由佳の友人達と会場を訪れました。世界一の4尺玉の打ち上げがあり、また結婚や還暦祝い、供養などの祈りを込めて打ち上げる花火大会であることがわかりました。

次の年に3回忌追善供養として、4年後7回忌として花火を打ち上げました。打ち上げ前にはメッセージを読み上げてくれます。

「飲酒運転の犠牲になってしまった娘・由佳へ～由佳の声はずっと伝えていくからね。夜空の夢の花を見てください。」

会場がどよめき、その瞬間、真白な大輪の花が夜空に咲きました。美しい。しかし、はかなくすぐに散ってしまいました。由佳の生命の様に・・・。

身勝手な飲酒運転で大切な生命が奪われたり、傷つけられたり、あつてはならない事。でも、まだまだ後を絶たない現実があります。この社会の中から飲酒運転という言葉がなくなることを祈ります。



由佳さんの七回忌に和氣さん夫婦が追善供養で奉納した花火＝平成18年9月9日、新潟県小千谷市片貝町で。

由佳さんが楽しみにしていた「片貝まつり」について、由佳さん自身がレポート用紙に書き込んだメモ。

3 犯罪被害者等支援の相談窓口一覧

○ 総合窓口

個別相談窓口がわからない場合	県民生活部くらし安全安心課	028 (623) 2154	平日 8:30～17:15
----------------	---------------	----------------	------------------

○ 個別窓口

<犯罪被害に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
発生した犯罪被害に関する問題	警察本部	110 番 (緊急時)	年中無休 24 時間
	最寄の警察署		
犯罪等による被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穩に係る相談	警察本部県民相談室	028 (627) 9110 (短縮) #9110	年中無休 24 時間
	最寄の警察署		
犯罪被害者等給付金、犯罪被害救援基金及び被害者支援全般	警察本部犯罪被害者支援室	028 (621) 0110	平日 8:30～17:15
本人・その家族・遺族の方が受けた精神的被害の回復に向けた相談やカウンセリング等	(社)被害者支援センターとちぎ	028 (643) 3940	平日 10:00～16:00

<女性被害に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
DV(ドメスティックバイオレンス:配偶者等からの暴力)に関する相談	警察本部県民相談室	028 (627) 9110 (短縮) #9110	年中無休 24 時間
	最寄の警察署		
	婦人相談所	028 (622) 8644	平日 9:00～20:00 緊急の時はいつでも可
	とちぎ男女共同参画センター	028 (665) 7714	火～日 9:00～16:00 第2水曜日は正午まで
	県東健康福祉センター	0285 (82) 2138	平日 8:30～17:15
	県南健康福祉センター	0285 (21) 2216	
	県北健康福祉センター	0287 (23) 2171	
	矢板健康福祉センター	0287 (44) 1296	
	各市福祉事務所		通年
精神保健福祉センター	028 (673) 8785	一般相談 平日 8:30～17:15	

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
女性の性的被害による悩みごと相談	警察本部 性犯罪被害者相談電話	0120 (710) 873	年中無休 24時間
夫婦、家族、自分自身のことなどに 関する不安や心配事相談	とちぎ男女共同参画センター パルティ相談室	028 (665) 7714	一般相談 火～日 9:00～16:00 但し第2水曜は正午まで

<児童虐待に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
児童虐待に関する相談・通告	児童虐待緊急ダイヤル (中央児童相談所)	028 (665) 3677	平日の夜間及び休日
虐待、養育等児童に関するあらゆる相談	中央児童相談所	028 (665) 7830	平日 8:30～17:15
	県南児童相談所	0282 (24) 6121	
	県北児童相談所	0287 (36) 1058	
	県東健康福祉センター	0285 (82) 2138	平日 8:30～17:15
	県南健康福祉センター	0285 (21) 2216	
	県北健康福祉センター	0287 (23) 2171	
	各市福祉事務所又は町役場		

<精神に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
精神的不安や悩みなど心の健康についての相談	こころのダイヤル (精神保健福祉センター)	028 (673) 8341	平日 9:00～16:00
自殺など様々な精神的危機に関する相談	栃木いのちの電話	028 (643) 7830	年中無休 7:00～21:00 金・土は 24 時間
	足利いのちの電話	0284 (44) 0783	年中無休 15:00～21:00
心の健康に関する相談(来所面接等)	精神保健福祉センター	028 (673) 8785	平日 8:30～17:15
	県西健康福祉センター	0289 (62) 6224	平日 8:30～17:15
	県東健康福祉センター	0285 (82) 3322	
	県南健康福祉センター	0285 (22) 6192	
	県北健康福祉センター	0287 (22) 2259	
	安足健康福祉センター	0284 (41) 5895	
	今市健康福祉センター	0288 (21) 1066	
	栃木健康福祉センター	0282 (22) 4121	
	矢板健康福祉センター	0287 (44) 1297	
烏山健康福祉センター	0287 (82) 2231		

<医療に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
医療についての相談・助言	医療安全相談センター (県民プラザ室内)	028 (623) 3900	平日 9:00～11:30 13:00～16:30

<高齢者に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
高齢者の犯罪・事故被害などに関する相談	シルバー110番 (警察本部県民相談室)	028 (627) 4680	年中無休 24時間
高齢者やその家族が抱える生活全般にわたる心配ごとや悩みごとの相談	栃木県高齢者総合相談センター (とちぎ健康福祉協会内)	028(627)1122	毎月第1・3・4金曜日 10:00～12:00 毎週火・水・木曜日 13:30～16:00

<少年問題に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
少年の非行問題や、犯罪被害による精神的ダメージを受けた少年の立ち直りのための相談及びカウンセリング	少年サポートセンター相談室 (警察本部少年課)	028 (623) 5782	平日 9:00～16:00
青少年の悩みごと、非行問題等に関する相談	ヤングテレホンコーナー (警察本部県民相談室)	0120 (874) 152	平日 9:00～16:00
家庭教育やしつけ、いじめや不登校など子どもの抱える問題に関する保護者のための相談	家庭教育ホットライン (県教育委員会)	028 (665) 7867	8:30～21:30 時間外と日曜日は留守番電話、FAX対応
いじめや不登校、その他学校生活に関する児童生徒のための相談	いじめ相談さわやかテレホン (県教育委員会)	028 (665) 9999	24時間(日曜日は留守番電話、FAXで対応)
児童生徒に関する諸問題についての相談	県総合教育センター	028 (665) 7211	平日 9:30～17:15
	河内教育事務所	028 (626) 3184	平日 9:30～17:00
	上都賀教育事務所	0289 (62) 0162	
	芳賀教育事務所	0285 (82) 5274	
	下都賀教育事務所	0282 (23) 3782	
	塩谷教育事務所	0287 (43) 0609	
	那須教育事務所	0287 (23) 2194	
	南那須教育事務所	0287 (83) 2418	
安足教育事務所	0283 (23) 5479		

<交通事故に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
交通事故の賠償・責任問題、示談の 進め方、保険の請求など	県民プラザ室	028 (623) 2188	平日 9:00～16:00
	県南県民センター	0282 (24) 5665	毎週月・木 9:00～16:00
	県北県民センター	0287 (23) 1555	毎週水・金 9:00～16:00

<悪質商法に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
消費生活に関する相談	栃木県消費生活センター	028 (625) 2227	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00
消費者金融や訪問販売などをめぐる 相談	悪質商法110番 (警察本部県民相談室)	028 (624) 1110	年中無休 24時間

<暴力団に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
暴力団からの不当な要求等、暴力団 に関する相談	暴力相談電話 (警察本部組織犯罪対策第一課)	028 (622) 2424	平日 8:30～17:15
	暴力相談電話 ((財) 栃木県暴力追放県民センター)	028 (627) 2600	平日 9:00～17:00

<生活に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
母子家庭等の就業や生活に関する相談	母子家庭等就業・自立支援センター	028 (621) 2348	平日 9:00～17:00
	県東健康福祉センター	0285 (82) 2138	平日 8:30～17:15
	県南健康福祉センター	0285 (21) 2216	
	県北健康福祉センター	0287 (23) 2171	
	矢板健康福祉センター	0287 (44) 1296	
	各市福祉事務所		通年
生活保護に関する相談	県東健康福祉センター	0285 (82) 2138	平日 8:30～17:15
	県南健康福祉センター	0285 (21) 2216	
	県北健康福祉センター	0287 (23) 2171	
	矢板健康福祉センター	0287 (44) 1296	
	各市福祉事務所又は町役場		通年

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用手続や金銭管理等に関する相談	最寄りの「あすてらす」(宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・真岡市・大田原市・小山市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市の各社会福祉協議会)		通年
県営住宅の優先入居	県土整備部住宅課	028 (623) 2486	平日 8:30～17:15
	公社中央支所(宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町) ※()内は県営住宅の所在地。以下同じ。	028 (626) 3198	平日 8:30～17:15
	公社栃木支所(栃木市、下野市、小山市、壬生町)	0282 (23) 6604	
	公社矢板支所(矢板市、さくら市、高根沢町)	0287 (44) 0737	
	公社大田原支所(那須塩原市、大田原市、那須町)	0287 (23) 8216	
	公社佐野支所(佐野市)	0283 (24) 5842	
	わたらせプラザ(足利市)	0284 (20) 1717	平日 8:30～17:15

<労働問題に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
就職・労働問題全般に関する相談	宇都宮労政事務所	028 (626) 3053	平日 8:30～17:15
	小山労政事務所	0285 (22) 4032	
	大田原労政事務所	0287 (22) 4158	
	足利労政事務所	0284(41) 1241	
就職に関する相談	ジョブカフェとちぎ (とちぎ就職支援センター)	028 (623) 3226	平日 8:30～19:00 土曜 10:00～17:00

<薬物問題に関すること>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
覚せい剤やシンナー等の薬物乱用の相談	薬物相談電話 (県保健福祉部薬務課)	028(623)3779	平日 8:30～17:15
	薬物相談メール (県保健福祉部薬務課)	yakuran184@proof.ocn.ne.jp	24時間

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
覚せい剤やシンナー等の薬物乱用の相談	県西健康福祉センター	0289 (62) 6224	平日 8:30～17:15
	県東健康福祉センター	0285 (82) 2138	
	県南健康福祉センター	0285 (22) 2216	
	県北健康福祉センター	0287 (23) 2171	
	安足健康福祉センター	0284 (41) 5897	
	宇都宮市保健所	028 (626) 1104	平日 8:30～17:15

<外国人が犯罪被害者になった場合>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
在県外国人からの相談	(財)栃木県国際交流協会 (とちぎ国際交流センター内)	028 (627) 3399	総合相談 火～土 9:00～16:00